

貨物概要

表面が厚さ 1.5 mmの天然コルク、裏面が厚さ 2.5 mmの凝集コルクの 2 枚のコルクシートを張り合わせた、一辺 30 cmの正方形の壁用タイル。

分類

関税率表第 4502.00 号（統計番号 4502.00-000）のシート状の天然コルク

分類理由

二以上の材料（天然コルクシートと凝集コルクシート）から成る物品ですので、関税率表の解釈に関する通則 3 が適用されます。壁用タイルとしての表面を構成し、美的効果も大きい天然コルクシートが重要な特性を与えている構成材料と認められますので、上記のとおり分類されます。

（参考）関税率表解説第 45.02 項

長方形（正方形を含む。）以外の形状に切った塊、板、シート及びストリップは、コルクの製品（45.03）とみなす。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）